

## 給水装置工事主任技術者が行う自主検査表

給水装置工事が完成した時は、完成届を提出する前に、この表により検査を行い、完成届とともに提出しなければならない。

### 水道法第25条の4第3項

給水装置工事主任技術者は次に掲げる職業を誠実に行わなければならない。

1. 給水装置工事に関する技術上の管理
2. 給水装置工事に従事する者の技術上の指導監督
3. 給水装置工事に係る給水装置の構造及び材質が第16条の規定に基づく政令で定める基準に適合していることの確認
4. その他厚生省令で定める職業

### 第25条の4第4項

給水装置工事に従事する者は、給水装置工事主任技術者がその職業として行う指導に従わなければならない。

検査項目	検査内容（適合または良い場合は結果欄に○印を記入する。）	結果	
共通項目	1 配管の口径、ルート、構造は良いか？		
	2 図面には各部分の材料、口径、延長を記入してあるか？		
	3 配水管及び給水用具は、性能基準適合品を使用しているか？		
	4 給水管及び給水用具の位置は図面と整合するか？		
	5 工事の未完成、器具などの未取付けはないか？		
	6 所定の埋設深さが確保されているか？		
	7 継手箇所において、適切な接合、接続（トルク）がされているか？		
	8 水の汚染・破壊・浸食・凍結などの対策はよいか？		
	9 各種のBOXは適性に設置しているか？		
	10 クロスコネクションがされていないか？		
	11 給水管及び給水用具類は、設置仕様どおり取付け・設置されているか？		
分岐からメータ	1 穿孔部分にはコア等が施されているか？		
	2 出水量はよいか？		
	3 止水栓・メータ設置場所は基準どおりか？逆付け、傾きがないか？		
	4 止水栓・メータの前後は伸縮可とう管で接続しているか？		
	5 止水栓はBOXの中心で操作に支障はないか？		
	6 メータは検針・取替えが容易にできるか？		
	7 メータ等に異物（接着剤等）のつまり等がないか？		
メータ以降	1 配水管の水圧・水量等に影響を及ぼす恐れのあるポンプ等に直結されていないか？		
	2 ウォーターハンマーを発生する恐れのある給水器具を使用していないか？		
	3 逆流防止のための給水用具の設置・吐水口空間はよいか？		
	4 ストレーナ等に異物（砂・接着剤等）による目詰まりはないか？		
	5 受水槽の吐水口と越流面等との位置関係の確認を行ったか？		
機能検査	通水後、各給水用具から放水し、メータ経由の確認及び出水量、動作状態等の確認		
耐圧検査	1.0MPa による1分間以上の水圧テストで水圧の低下・漏水・抜け等の確認		
水質確認	臭気・味・色・濁りが観察により異常でないこと		
その他	申込人に対して、給水用具等の取扱説明を行ったか？		
	申込人に対して、配管ルート、完成図の説明を行ったか？		
工事場所	高石市 丁目	給水工事主任技術者	
申込 人	住所	氏 名	
	氏 名	検 査 日	令 和 年 月 日
許可整理番号	第 号		